

お知らせします。2つの給付金。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月から消費税率が8%になりました。引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使われます。

この消費税の引上げによる反動減を緩和して景気の下揺れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」が決定され、その一環として2つの給付金が支給されることになりました。

※どちらの給付金も、対象者と見込まれる方に詳しい説明と申請書をお送りします。(6月下旬)

申請期間 7月1日から12月26日まで(土・日・祝日を除く)
9時00分から17時30分まで

受付場所 岬町役場 住民活動センター(郵送受付も可能です)

お問合せ ◎臨時福祉給付金

岬町役場 地域福祉課 臨時福祉金担当 468-9692

◎子育て世帯臨時特例給付金

岬町役場 子育て支援課 子育て支援係 492-2709

※申請書の提出後、審査を行い支給決定が行われます。

受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。

臨時福祉給付金(支給要件)

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
- ・生活保護の受給者である場合など

は除きます。

○支給額

・1人につき10,000円。下記の<<加算対象者>>は1人につき5,000円を加算。

<<加算対象者>>

- ・老人基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 ※2

※1 平成26年3月分の受給者であり、4月分または5月分の年金の支払がある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金（支給要件）

○支給対象者

次の、どちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・生活保護の受給者となっている児童など
- は除きます。

○支給額

- ・対象児童1人につき10,000円

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。

